平成２２年（フ）第１２０号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷4001番地
破産者　ハウス・リフォーム長崎有限会社
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１００号
福島市上鳥渡字田中内38番地の１
破産者　有限会社藤光技建
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第９４３号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸２丁目５番７号
破産者　株式会社ビンセントジャパン
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５１号
静岡市葵区川辺町２丁目２番３号
破産者　有限会社スケール技研
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第５６９号
愛知県岡崎市大樹寺１丁目３番地12
破産者　株式会社岡崎住宅
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１６６号
滋賀県近江八幡市西庄町765番地の２
破産者　有限会社志村工務店
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第６６号
愛媛県今治市松本町４丁目６番地８、商業登記簿上の本店所在地愛媛県今治市松本町４丁目６番地８
破産者　株式会社丹治建設
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第４５９号
熊本県八代市袋町６番38号
破産者　マルユ商江株式会社
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５３号
大分県杵築市山香町大字久木野尾933番地の１
破産者　農事組合法人ふるさと農園
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

破産手続終結

平成２１年（フ）第８７号
岩手県奥州市水沢区東大通り２丁目３番３号
破産者　亡大畑榮理子相続財産
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第１４４８号
仙台市青葉区中央１丁目６番30号　宮城林産ビル３階
破産者　株式会社アイテック情報システムコンサルティング
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２８８号
埼玉県熊谷市中恩田199番地３
破産者　株式会社丸正
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２０年（フ）第２３０号
神奈川県藤沢市葛原261―10　吉岡弘司方、住民票上の住所青森県弘前市大字茂森新町２丁目５番地５
破産者　藤田ユミ子
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所弘前支部

平成２０年（フ）第３６９号
秋田市楢山南中町６番41号
破産者　株式会社丸秋
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８５６号
愛知県岡崎市羽根町字鰻池225番地４
破産者　有限会社佐野商事
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第９１号
愛知県安城市今池町１丁目１番５号
破産者　株式会社ポニー
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５３号
愛媛県西条市中野甲1467番地の第１
破産者　栗田建設株式会社
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所西条支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１３９９号
山梨県山梨市小原東993番地２　２―308、開始決定時の住所仙台市太白区西の平２丁目12番28号
破産者　中山　和男
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３０５５号
名古屋市千種区下方町５丁目31番地
破産者　西尾　利昭
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５０８号
愛知県小牧市城山１丁目６番地１　コンフォール城山２号棟201号
破産者　川路　昌利
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部